第2編 都市の復興 第3章 住宅の復興

本格的な復興まちづくりに取り組むためには、住宅の確保が不可欠である。

災害によって住宅に被害を受け、応急的な修理を必要とする被災者や、一時的に応急住宅に居住せざるを得ない被災者が発生する。

このような被災者に対し、応急的な住宅の供給等の施策を迅速に実施する。

また、応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。

第3章 第1節

被害状況の把握

被災者の自力再建を支援し、着実な住宅復興を促進することにより、早期に被災者の生活の安定を図るため、住宅の被害状況を的確に把握する。



★地域防災計画 Ⅱ防災本編 第 6章 区民生活の早期再建 第11節 市街地復興計画

1 住宅の被害状況の把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課•住宅課	都市計画課•住宅課

被災直後に、応急仮設住宅等の必要量の概算や、区の住宅復興計画の策定等に必要となる公共住宅・民間住宅の被害概況の把握・分析を行う。また、被災後 1 か月程度をめどに、住宅の被害状況を把握・分析し、都へ報告する。

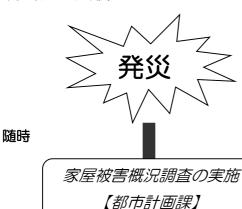
	ー目で分かる! プロセスの概略
^{発災から} 随時	家屋被害概況の把握・分析を行う
1週間以内	都へ住宅の被害概況を報告する
1 か月以内	家屋被害状況調査等の把握・分析を行う
1 か月程度	都へ住宅の被害状況を報告する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意

- 住宅の供給については、応急修理や一時提供住宅等の施策を 中心に検討し、可能な限り仮設住宅建設の戸数を減らすよう 留意すること。
- 各種被害情報が職員間で共有できるよう、データベースの構築を進めておくこと。
- 練馬区として、応急的な住宅の供給ビジョン(応急仮設住宅 中心、あるいは一時提供住宅中心)を明確にしておくこと。



1週間以内

被害概況の報告 【都市計画課】

1か月以内

家屋被害状況調査の実施 被災者生活実態調査の実施 【都市計画課、 生活再建関係各課】

1か月程度

被害状況の報告 【都市計画課】



- ① 被害概況調査を分析し、被害を把握する。
- ① 被害概況を都へ報告する。
- ② 都は区市町村から報告された被害概況に基づき、震災直後における応急仮設住宅等の必要量を概算する。
- ① 家屋被害状況調査および被災者生活実態調査を基に、住宅復興計画の策定等に必要な情報(家屋被害の詳細等)の把握・分析を行う。
- ※第 1 編第 2 章第 2 節「被害状況と復興需要の把握」参照
- ① 被害状況を都へ報告する。
- ② 都は区市町村から報告された被害状況に基づき、応急仮設住宅等の全体必要量と恒久的な住宅の全体必要量を算定する。

この項で必要な物品

- 被害概況調查(地図・調査票)
- 被害状況調査(地図・調査票)
- ・家屋被害台帳(電子データ)
- ・被災者実態調査データ
- •

- ☆ この項に関連する資料ページ
- 資料第 023-1 住宅の被害状況の把握 詳細手順
- 資料第 023-2 住宅の復興に向けた関係法令等
- 資料第 023-3 仮設住宅必要量概算シート資 155~157 ページ

3章

★地域防災計画 Ⅱ 防災本編 第 6章 区民生活の早期再建 第 3節 住家被害認定調査

2 区営住宅等の被災度区分判定の実施

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
施設管理課、住宅課	施設管理課、住宅課

速やかな区営住宅、高齢者住宅、従前居住者住宅の復旧に向け、被災した建物について、建替えか補修かを判断するため、被災度区分判定の実施により施設の 損傷の程度や状況を的確に把握する。

都営住宅等については都・公社が判定を実施する。

	ー目で分かる! プロセスの概略
発災から 1 週間程度	被災度区分判定の実施体制を整える
1週間以降	被災度区分判定を実施する
終了後	判定後、結果を集約し、都に報告する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

部 意 項

○ 被災度区分判定は、基本的には建築所有者や管理者が、建築 構造技術者に依頼し実施するものである。区民には、民間住 宅の被災度区分判定実施機関の紹介を検討すること。 ◆行動の手順(【】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目) 1週間程度 ① 施設の被害概況を把握する。 実施体制の整備 ② 建築職を召集し、実施スケジュールを設定 【施設管理課、住宅課】 する。 1週間以降 ① 震災建築物の被災度区分判定基準および復 判定の実施 旧技術指針に準拠し、判定する。 【施設管理課、住宅課】 判定終了後 結果の集約 東京都に報告 ① 被災度区分判定の結果を集約し、東京都に 【施設管理課、住宅課】 報告する。

この項で必要な物品

- ・住宅施設所在地リスト
- 設計図面
- ・ 各施設の被災概況データ
- ・デジカメ
- 筆記具
- 調査器具

☆ この項に関連する資料ページ

- ・資料第 023-4 被災度区分判定の実施にあたって 留意すべき点
- ・ 資料第 O23-5 【参考】東京都の被災度区分判定 調査班の編成等案

資 159~161 ページ



★地域防災計画 II 防災本編 第 6章 区民生活の早期再建 第11節 市街地復興計画

3 応急危険度判定の実施

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
建築課、土木部	建築課、土木部

被災直後において、余震等による二次被害を防止するため、被災した住宅について倒壊や崩落などの危険性を迅速に調査・判定し、調査結果(危険度ランク別ステッカー)を建物等に掲示する。

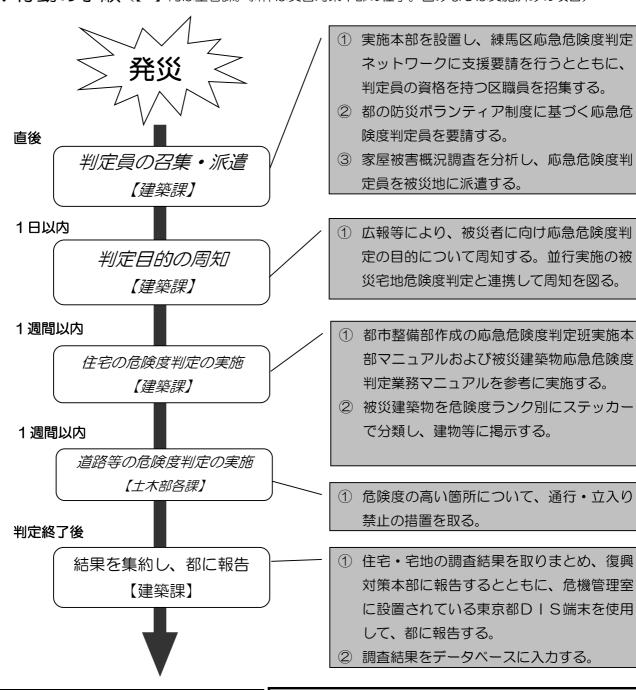
	ー目で分かる! プロセスの概略
^{発災から} 直後	判定員への参集要請を行う
1日以内	判定実施地域に対し、事前に周知する
1週間以内	住宅の危険度判定を実施する
終了後	調査結果を集約し、都に報告する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事 前 準 備

留 意 項

- 被災度区分判定との目的・調査方法の違いに留意すること。
- り災証明書発行のための調査については、別途、住家の公的 被害認定調査(家屋被害状況調査)として実施する。
- 住宅の応急危険度判定については建築課が、被災宅地危険度 判定(次項)については開発調整課が担当する。



この項で必要な物品

- 被害概況調査(地図 調査票)
- ・ 家屋被害台帳(電子データ)
- ・判定員リスト
- ・デジカメ
- ・ 判定資機材(資料編を参照)

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-6 応急危険度判定業務
- 資料第 023-7 応急危険度判定・被災度区分判定の 考え方

資 160~162 ページ



被災宅地危険度判定の実施

★地垣 Ⅱ防災本編 第 6章 区民

第 1節 被災住宅等対策

域防災計画	実施責任担当課	マニュアル更新担当課
ス <u>の人の日間</u> 開 足上汗の日期五神	開発調整課、土木部	開発調整課、土木部
达十 <i>六07年别</i> 典建		

被災直後において、余震等による二次被害を防止し、住民の安全を確保するた めに、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、 その結果を宅地の使用者等に知らせる。

	ー目で分かる! プロセスの概略
^{発災から} 直後	判定士への参集要請を行う
1日以内	判定実施地域に対し、事前に周知する
1週間以内	被災宅地の危険度判定を実施する
終了後	調査結果を集約し、都に報告する

詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

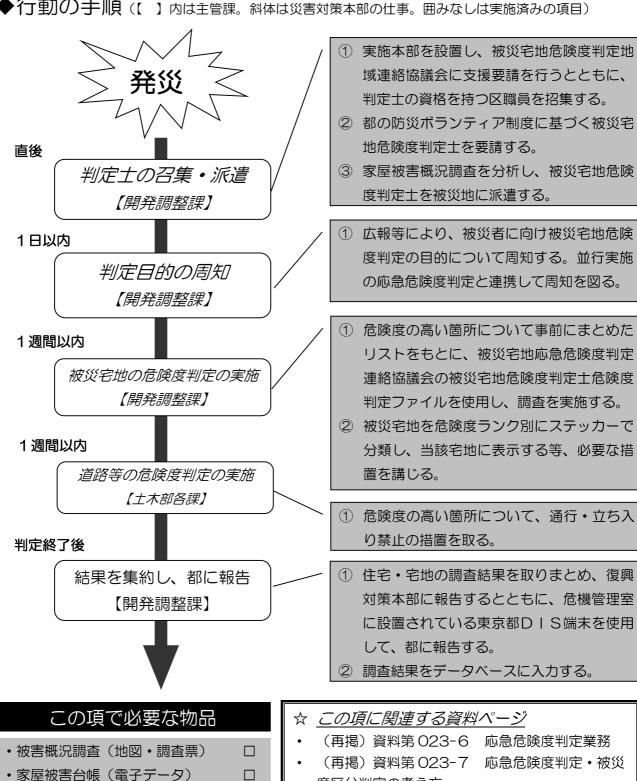
前 備 準

- 宅地の危険度判定については、事前に危険度の高い擁壁の箇 所などをリスト化しておくこと。
- 被災宅地危険度判定士の名簿作成、連絡体制の整備、研修の 実施。
- 判定に必要な判定資機材(地図、宅地一覧、判定ステッカー 等)の備蓄。

留 意

事

- 住宅の応急危険度判定(前項)については建築課が、被災宅 地危険度判定については開発調整課が担当する。
- 宅地造成等規制法第2条第1項第1号に規定する宅地(農 地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共 の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)の うち、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼす おそれのある土地が対象となる。



・判定員リスト

・ 判定資機材(資料編を参照)

・デジカメ

☆ この項に関連する資料ページ

- (再掲)資料第 O23-7 応急危険度判定・被災 度区分判定の考え方

資 160~162 ページ

第3章 第2節

応急的な住宅の確保

避難所生活を早期に解消して、一日も早い生活復興に向けての足がかりとするため、被 災住宅の応急修理および一時提供住宅・応急仮設住宅の供給を行う。

半焼・半壊の住宅については、地域での居住継続を確保するとともに、がれきの一時的 大量発生を抑制するため、可能な限り応急修理・補修で対応する。

全焼・全壊住宅の居住者のうち自己の資力で住宅を確保できない者については、一時提供住宅、応急仮設住宅等の仮住宅を供給する。



★地域防災計画 II 防災本編 第 6章 区民生活の早期再建 第 1節 被災住宅等対策

1 被災住宅の応急修理

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
建築課、住宅課	住宅課

震災によって半焼・半壊した民間住宅のうち、継続して利用が可能な住宅に対し、居住に必要な最小限の応急修理を東京都と連携して行う。応急修理の募集・ 選定は区が行い、業者との契約は都が行う。

応急修理は、避難拠点の早期解消、応急仮設住宅の需要抑制、被災住宅の撤去にかかるがれきの抑制等、実施によりさまざまなメリットが考えられるため、積極的に周知を図る。

	ー目で分かる! プロセスの概略
発災から 1 週間以降	応急修理実施予定戸数を算出する
1週間以降	応急修理の募集・選定をする
1 か月まで	都の依頼を受け、施工を確認する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留 意 項

○ 応急修理は基本的に仮復旧工事という位置づけであり原状 復元工事でないため、希望者に誤解を与えないよう、周知に は注意を払うこと。 ◆行動の手順(【】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目) 1週間以降 ① 応急危険度判定調査および家屋被害状況調 査の結果をもとに、応急修理をすることで 応急修理予定戸数の把握 居住可能な戸数を把握し、都に報告する。 【住宅課】 1週間以降 ① 東京都の被災住宅応急修理基準(資料編参 応急修理の募集・選定 照)をもとに、募集・選定を実施する。 【住宅課】 ② 応急修理の募集・選定結果について、応急 修理選定住宅一覧を作成し、応急修理申込 書の写しを添付して都に報告する。 1か月以内に完了 施工確認への協力 ① 都からの依頼に応じて、都と協力して施工 【建築課、住宅課】 確認を行う。 この項で必要な物品 ☆ この項に関連する資料ページ • 資料第 023-8 住宅の応急修理の手続および流れ • 応急危険度判定調査(地図・調査票) □ • 資料第 023-9 【参考】応急修理手続きの簡素化 •被害状況調查(地図・調査票) (平成 16 年新潟県中越地震:新潟県) ・ 家屋被害台帳 (電子データ) 資 163~164 ページ

・応募者リスト

• 筆記具



2 住宅復興計画の策定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

復興期における、区の住宅施策のマスタープランとなる住宅復興計画を策定し、 区民に公表する。

計画策定に関しては、都市復興基本方針および都市復興基本計画との整合を図る。

必要に応じ、都市計画審議会等の審議を受け計画を策定する。

	ー目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1 週間以内	計画策定のための専管組織を設置する	
1 か月以内	住宅復興計画骨子案を策定する	
3か月以内	住宅復興計画原案を策定し、公表する	
6か月以内	住宅復興計画を策定する	

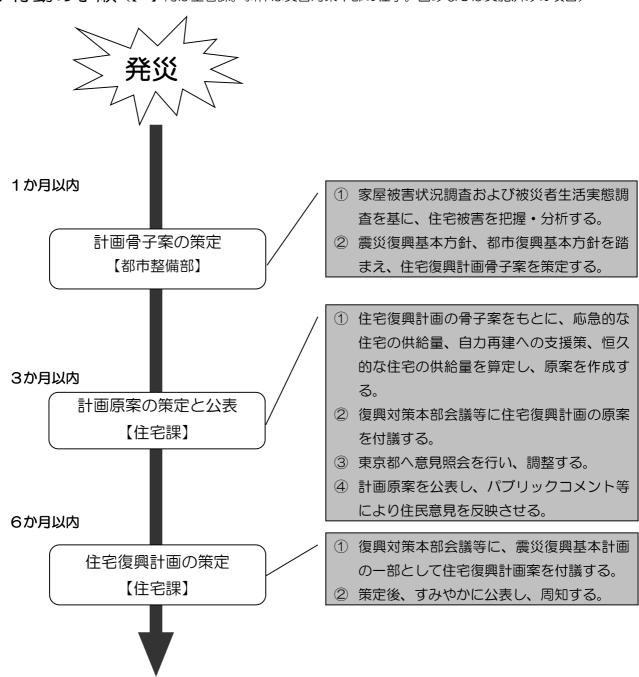
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

○ 住宅復興計画(骨子案)は、東京都復興マニュアルに示されている住宅復興計画のフレーム案(資料編参照)を参考に、 事前に用意しておくこと(被災度別に数パターン)。

留 意 項

○ 住宅復興計画は、東京都が策定する住宅復興計画と十分な調整を行うこと。



この項で必要な物品

- 被害状況調査(地図・調査票) □
- ・ 家屋被害台帳(電子データ)
- ・被災者実態調査データ □
- 震災復興基本方針
- 都市復興基本方針
- 学識経験者リスト

☆ この項に関連する資料ページ

• 資料第 023-10 【参考】東京都の住宅復興計画の フレーム案

資 165 ページ



★地域防災計画 Ⅱ防災本編 第 6章 区民生活の早期再建 第 8節 応急住宅対策

3 仮設住宅等応急的な住宅の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

家屋被害状況調査等に基づき、応急仮設住宅を都と協力して建設する。

区は、建設可能用地の確保、概算必要量・供給可能量の算出等を行い、都に必要数を報告する。

また、応急仮設住宅の建設に時間を要することが予想される場合、空き公営住宅の災害時一時使用や、民間アパート等の賃貸住宅を一時提供住宅として借り上げる。

ー目で分かる! プロセスの概略		
発災から 3日以降	建設可能用地・空き家情報の収集	
1 か月程度	全体必要量の算出	
2か月以内	応急仮設住宅の建設協力	

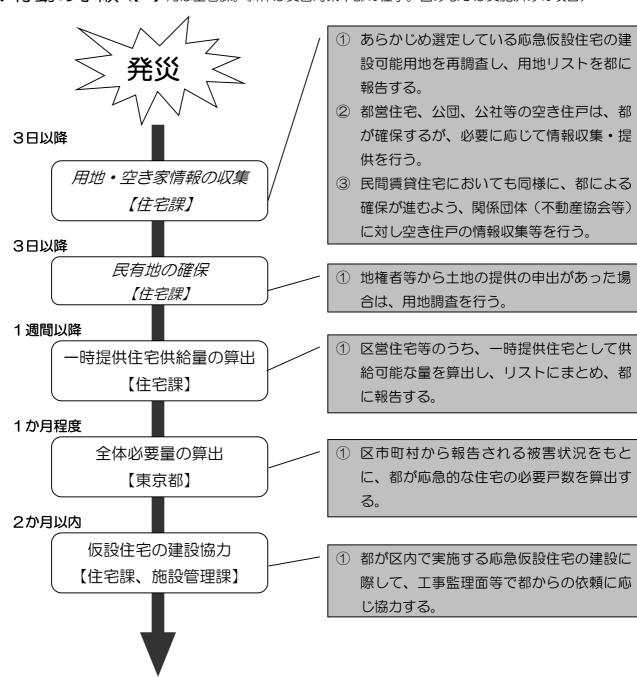
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

- 生産緑地、鉄道の高架下、企業所有の大規模な用地、住宅展示場、駐車場などについて、仮設住宅用地として使用できるか検討すること。
- 被災後、速やかに住宅を確保できるよう、民間賃貸住宅については宅建業界等の業界団体との協定・協議を行っておくこと。

留 意 項

○ 一時提供住宅は、居住期間が短ければ短いほど総体として経 費がかからないという特徴があるため、積極的に募集を図る こと。



この項で必要な物品

・被害状況調査(地図・調査票)・家屋被害台帳(電子データ)・被災者実態調査データ・公共施設分布図

•被害概況調查(地図・調査票)

- 都市計画概要図
- ・用地リスト

☆ *この項に関連する資料ページ*

- 資料第 023-11 応急仮設住宅等供給方針(案)
- 資料第 023-12 応急的な住宅の確保にあたっての留意点
- 資料第 023-13 【参考】応急的な住宅供給の概要(文京区)
- 資料第 O23-14 【参考】 応急仮設住宅建設可能 用地調査票(発災後調査用)
- 資料第 023-15 【参考】公的住宅等一覧

資 166~170 ページ



4 仮設住宅の建設・撤去

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課、施設管理課	住宅課、施設管理課

被災者向けの応急仮設住宅の建設を行うため、東京都と協力して建設工事の工 事監理を行う。

また、都と調整しながら不要になった応急仮設住宅を撤去する。

ー目で分かる! プロセスの概略		
重 着工後		
発災から 1年 前後	応急仮設住宅の集約や解消への取り組み	
退去後	都と調整しながら仮設住宅を撤去する	

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留 意 項

○ 都と区の役割分担・費用負担について、東京都と協議してお くこと。



工事着工後

応急仮設住宅の建設協力 【住宅課、施設管理課】

- ① 都から工事監理の協力依頼を受ける。
- ② 都と協力して工事監理を行う。

1年前後以降 (事業完了前)

応急仮設住宅の集約や 解消への取組 【住宅課、施設管理課】 ① 復興事業進捗や自力再建の進展状況に応じ 仮設住宅の集約・解消時期を検討し、早め に事前周知。

入居者退去後

応急仮設住宅の撤去 【住宅課、施設管理課】

- ① 都と協力して撤去の工事監理を行う。
- ② 撤去に際しては、部材等の再利用に努める。

この項で必要な物品

- 仮設住宅位置図
- 仮設住宅設計図面等
- ・デジカメ
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

.



★地域防災計画 Ⅱ防災本編 第 6章 区民生活の早期再建 第 8節 応急住宅対策

5 入居者の募集・選定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

応急的な住宅(応急仮設住宅、一時提供住宅)の入居者募集・選定・入居手続を東京都と連携して行う。また、入居時における引越し等、さまざまな支援をボランティアと協力して行う。

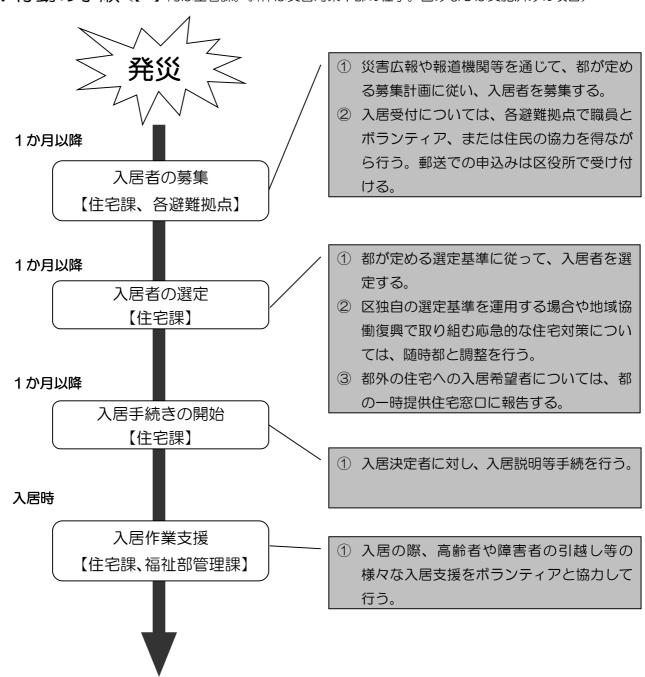
	ー目で分かる! プロセスの概略	
^{発災から} 1 か月以降	入居者の募集事務の開始	
1 か月以降	入居者の選定作業	
1 か月以降	入居手続	
入居時	入居作業支援(ボランティアの活用)	

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留 意 項

- 選定に当たっては、さまざまな世代の世帯をバランスよく選 定し、社会的弱者のみの団地にならないよう留意する。
- 地域でまとめた入居案(複数家族のグループ入居、高齢者ケアのために近所づきあいを重視した入居等)が実現可能かどうか事前に都と協議を行っておくこと。



この項で必要な物品

- 仮設住宅設置箇所図
- ・ 各種手続き書類
- ボランティア登録リスト
- 選定基準
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-17 入居者募集の公表案文資 171~172ページ



★地域防災計画 II 防災本編 第 6章 区民生活の早期再建 第 8節 応急住宅対策

6 仮設住宅等応急的な住宅の管理

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

応急的な住宅(応急仮設住宅、一時提供住宅)の運営・管理を行うとともに、 入居者に対する安否確認、巡回相談等の生活支援サービスを行う。

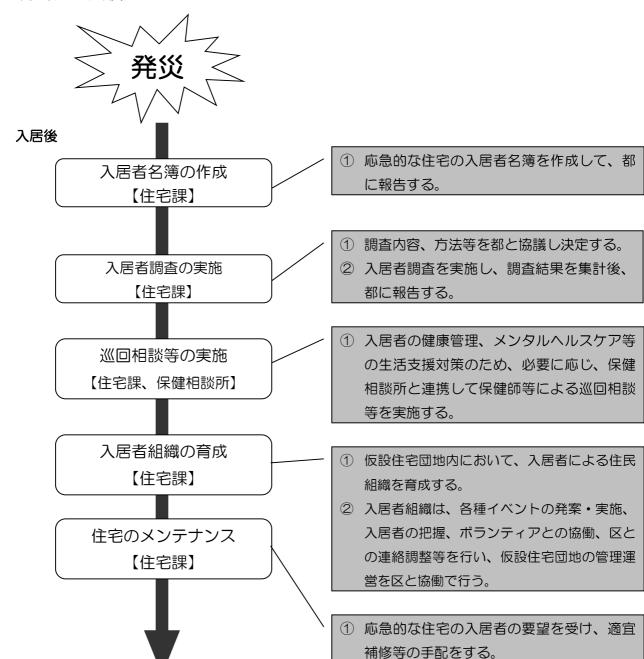
	ー目で分かる! プロセスの概略	
入居後	入居者名簿を作成する	
入居後	入居者調査を実施する	
入居後	入居者に対する巡回相談を実施する	
入居後	入居者組織を育成する	

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

事項

○ 入居者調査の調査内容、方法について都と調整すること。



この項で必要な物品

- ・入居者リスト
- ・ 家屋被害台帳 (電子データ)
- ・被災者生活実態調査データ
- 調査票
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-18 東京都の入居者名簿フォーマット案
- 資料第 O23-19 【参考】「仮設住宅入居実態調査」の概要
- くらしと健康の回復(第3編第1章第1節1)資173~174ページ

第3章 第3節

自力再建への支援

住宅復興に当たっては、被災者による自力再建を基本とし、行政支援の充実によって自 力再建が促進されるような条件整備を図っていく必要がある。

このため、自力再建に係る情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、震災の程度や社会経済状況、財源の状況等に応じて、住宅再建に対する支援メニューを検討していく。



1 民間住宅に対する再建支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

被災者が良質な民間住宅(持家・民間賃貸住宅等)を確保できるよう、土地資産の有効活用を含めた住宅再建支援を行う。

特に被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、関係機関等と連携して支援する。

	ー目で分かる! プロセスの概略
^{発災から} 2か月以降	国や都が行う再建支援事業を周知する
2か月以降	区独自で行う再建支援事業の募集を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照



事 項

- 民間住宅に対する被災度区分判定の支援について検討する こと。
- 持ち家被災者および被災建物所有者(オーナー)に対する、 国や都で行う公的支援については資料編を参照。

◆行動の手順(【】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目) 2か月以降 ① 住宅金融公庫や国、都で行う民間住宅に対 国や都が行う する住宅再建支援事業について、広報に募 住宅再建事業の周知 集情報を掲載する。 【住宅課】 ② 国や都から依頼された場合、募集事務を行 2か月以降 区が独自で行う ① 区が行う新規再建支援事業について、広報 住宅再建事業の募集 に募集情報を掲載する。 【住宅課】 ② 募集事務を行う。

この項で必要な物品 ☆ この項に関連する資料ページ ・ 資料第 023-20 被災者のための各種支援事業 ・ 資料第 023-21 被災者のための各種支援事業 (東日本大震災) 資 175~180ページ



2 賃貸住宅入居者に対する再建支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課	
住宅課	住宅課	

応急仮設住宅からの移転者や、応急住宅としての民間借上げ住宅などに入居後 2年を経過した被災者のうち、民間賃貸住宅に入居する者について、一定期間、 家賃負担の激変緩和措置などの支援を図る。

	ー目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1年6か月程度	国や都が行う再建支援事業を周知する	
1年6か月程度	募集事務・資格審査事務を行う	

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留 意 項

◆行動の手順(【】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目) 1年6か月程度 ① 広報等に、都が決定した支援事業の募集情 国や都が行う 報を掲載する。 再建事業の周知 【住宅課】 1年6か月程度 再建事業の募集事務 ① 募集事務および資格審査事務を行うととも 資格審查事務 に、都に審査結果を報告する。 【住宅課】 ② 都の交付決定に基づき、事務手続きを行う。 ③ 区独自の支援についても検討する。 この項で必要な物品 ☆ この項に関連する資料ページ

第3章 第4節

集合住宅再建への支援

被災集合住宅の再建を速やかに行うためには、区分所有者の合意形成が不可欠である。 マンションの建替えの円滑化に関する法律に基づく建替えや、改修の実現をコンサルタントの派遣等により支援する。

また、被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想される。 そのため、国や都で決定した融資制度等の情報提供など、関係機関と連携しながら再建を 支援する。



1 マンション建替え等の合意形成支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課、都市計画課	住宅課、都市計画課
(みどりのまちづくりセンター)	(みどりのまちづくりセンター)

被災マンションの再建を速やかに実施するため、マンション建替組合による被 災マンションの建替えの促進を図る。

また、建替えに向けた住民等の合意形成の促進に向けて、アドバイザーの派遣 などを実施する。

	ー目で分かる! プロセスの概略
^{発災から} 1 か月以降	各種アドバイザー制度の周知・募集

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

○ 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民 への支援について、協定を締結しておくこと。





1か月後 アドバイザーの派遣事務

【住宅課、都市計画課】

(みどりのまちづくりセンター)

- ① 東京都の分譲マンション建替え・改修アド バイザー制度について、広報紙に募集情報 を掲載する。
- ② マンション管理組合からの要請に基づき、 (財)東京都防災・建築まちづくりセンターにアドバイザーの派遣を要請する。
- ③ アドバイザーが不足するときは、災害復興 まちづくり支援機構から専門家の派遣を要請する。

この項で必要な物品	☆ <u>この項に関連する資料ページ</u>
	•
	•

3章

2 マンションの建替え・補修支援事業

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

被災後においては、平常時と比べて資金の調達が困難になることが予想される ため、被災マンションの建替えおよび補修に対して、東京都と連携して支援を行 う。

	一目で分かる! プロセスの概略
発災から 3か月以降	マンションの補修に係る支援事業の募集事務

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留 意 項

○ 区独自の支援事業を検討する。



マンション補修・建替えに 係る支援事業の募集事務 【住宅課】

- ① 都のマンション改良工事や国の優良建築物 等整備事業を活用し、マンション補修・建 替えを支援する。
- ② 国や都のマンション補修・建替え事業などの制度内容について、周知を図る。

この頃で必要な物品

$\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$	この項に関連する資料ページ
•	
•	

第3章 第5節

区営住宅

被災者の住宅の復興は、被災住宅の自力再建を基本とするが、各種自力再建支援策をもってもなお自力再建が困難な被災者に対応するため、練馬区、東京都、東京都住宅供給公社や都市機構の協力の下に、公営住宅等の公的住宅の的確な供給を進める。

その際、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘 案したうえで、長期的な視点に立って施策を推進する。

また、災害時の一時的な需要量の増加に対し、民間賃貸住宅の借上げ等を主体とした住宅供給促進を図る。



1 区営住宅の補修・建替え

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

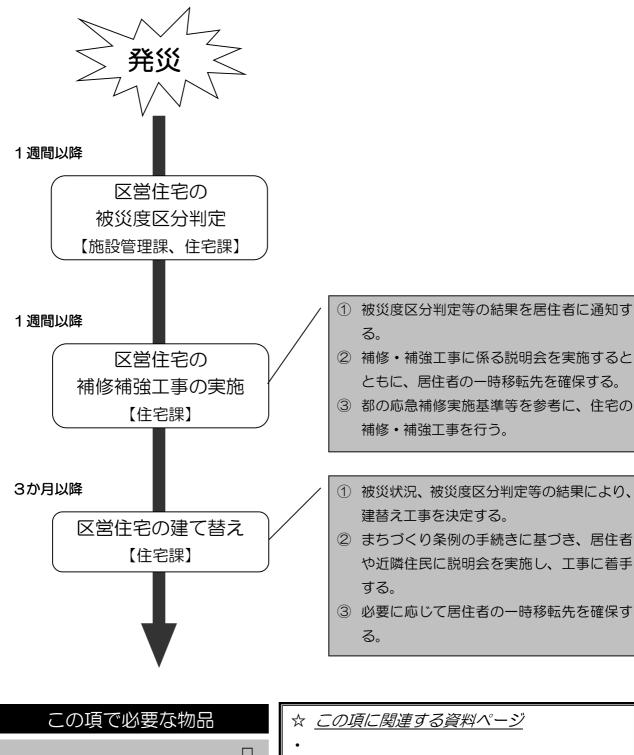
被災度区分判定により、補修・補強が必要とされた区営住宅等について、迅速・ 適切に補修・補強工事を実施する。同様に、建替えが必要になった区営住宅等も 速やかに建替えを行う。

	ー目で分かる! プロセスの概略
発災から 週間以降	区営住宅の補修・補強工事の実施
3か月以降	区営住宅の建て替え

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備





この項で必要な物品	☆ この項に関連する資料ページ
	•
	•



★地域防災計画 II 防災本編 第 6章 区民生活の早期再建 第 8節 応急住宅対策

2 民間住宅の買取り・借上げ

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

各種自力再建支援の施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、 災害復興公営住宅の供給を図る必要がある。その際、迅速な公的住宅の供給が求められることから、区として民間住宅の買取り・借上げによる供給についても検 討する。

ー目で分かる! プロセスの概略				
発災から 1 週間以降	民間住宅の買取り・借上げの検討			
6か月以降	仮設住宅居住者への意向調査の実施			
6か月以降	入居者の募集・選定・手続を行う			

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

部 意 項

○ 災害復興公営住宅は、資力のない応急仮設住宅等の居住者を 対象とするため、家賃収入が期待できない。そのため、災害 復興公営住宅の大量供給は、将来の区の財政を圧迫すること から、借上げ等の施策を積極的に活用すること。

